

枚方市監査委員告示第 10 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成 29 年 6 月 30 日

枚方市監査委員	勝 山 武 彦
同	大 西 正 人
同	上 野 尚 子
同	八 尾 善 之

## 1. 監査の対象

### (1) 対象部課

総務部  
人材育成室人事課  
人材育成室職員課  
コンプライアンス推進課  
総務管理課  
情報推進課

### (2) 対象事務

平成 28 年度における財務に関する事務の執行及び事務の管理状況

## 2. 監査の期間

平成 29 年 4 月 3 日から平成 29 年 6 月 29 日まで

## 3. 監査の結果

関係者から事情聴取し、また、提出された資料及び関係書類を監査した結果、事務処理状況等はおおむね適正に処理されているものと認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられた。

以下、留意点、意見を述べる。

### 【意見・要望事項】

#### [職員課]

##### ○ストレスチェック制度の取組について

平成 28 年度に初めて行ったストレスチェック制度の取組については、面接指導等の実施により、職員のメンタルヘルス不調の未然防止に一定の効果があったと考えられるものの、面接指導等の実施率は 3 割に満たない状況となっている。

今後、職員のストレスチェック受検率や高ストレスである職員等に対する面接指導等の実施率の向上を図り、メンタルヘルス不調の未然防止に努めることを要望する。

#### [コンプライアンス推進課]

##### ○情報公開に係る事務手続及び現金管理について

コンプライアンス推進課では、情報公開に関する事務を行っている。

情報公開に係る事務手続において、平成 26 年度に情報公開の申出が行われ、申出人から公開文書の写しの郵送希望があった事案については、申出人が負担すべき郵送料が不足しているとして、申出手数料及び公開文書コピー代の収入手続は行われていたものの、2 年以上が経過しても申出人に写しが送付されていなかった。

収入に係る現金管理では、情報公開の申出手数料及び公開文書コピー代について、数

日分まとめて調定手続及び金融機関への払込みが行われており、枚方市会計規則に基づく取扱いはされていなかった。申出手数料の収入未済については調定が行われておらず会計記録上で把握されていなかった。

また、収入があった際の金庫内現金の有高確認についても枚方市公金等の保管に関する規程に基づいた手続が行われていなかった。

今後は、事務手続を適切に行うとともに、収入手続、現金管理及び収入未済の管理を適正に行うよう要望する。

#### [総務管理課]

##### ○来庁者向けのサービス業務について

総務管理課では、来庁者向けにコイン式コピー機や公衆電話を設置しているが、これらの使用に係る現金の収納は2か月ごと、サプリ村野に設置している印刷機等使用料の収納金の金融機関への払込みは1か月ごとに行われており、いずれも枚方市会計規則に基づく取扱いがされていなかった。

今後は、枚方市会計規則に基づき、適切に事務を執行するよう要望する。

#### [情報推進課]

##### ○情報システム等の調達及び管理・運用に関する事務処理について

情報推進課では、「第2次枚方市情報化計画」に基づき、仮想化統合基盤システムの活用によるシステム最適化やペーパーレス会議システムの導入など、情報システム改革に取り組んでいる。

平成28年度のペーパーレス会議システム試行導入については、2か月間の予定で契約手続が行われ、破格の安値で受注者が決定した後、契約期間延長等に伴う変更契約を行い、さらに、平成29年度も随意契約により継続されていた。

このような随意契約が繰り返し行われることのないように、計画的な試行実施に努めるとともに、今後、情報システムの調達に当たっては、長期的な視点から競争性の確保を図るよう要望する。

#### [人事課]

特に指摘すべき事項はなかった。